

現職中	退職	退職者制 度	69歳	70歳	71歳	74歳	75歳	76歳	継続最高 (可能)年齢	満了時 保険年齢	
グループ保険 保障範囲 死亡・高度障害・ケガ・病気		普通傷害保険 保障範囲 ケガ・賠償責任(保険期間 10年間) 不慮の事故に遭われ通院や入院などをされた場合、保険金をお支払いします。 ※配偶者のみの普通傷害保険の加入はできません。									保障内容、保険料等の詳細は退職者制度のパンフレットでご確認ください。
遺族年金特約制度 継続最高年齢 75歳 (75歳まで更新可能)※1 保障範囲 死亡・高度障害		遺族年金特約制度 退職後75歳まで継続可能になりました。							75歳	76歳	「三大疾病特約制度(70歳・75歳コース)」「三大疾病特約制度オプション」「退職後継続病気入院制度」には配当金はありません。 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
三大疾病特約制度【75歳コース】 継続最高年齢 74歳 (75歳満了)※2 保障範囲 特定疾病・死亡・高度障害 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。		三大疾病特約制度【75歳コース】 保障範囲 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がん)とき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の。特約を付加することにより7大疾病 7大疾病保障特約 保障範囲 【7大疾病】所定の悪性新生物(がん)の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬 がん・上皮内新生物保障特約 保障範囲 【悪性新生物(がん)・上皮内新生物】 退職後継続病気入院制度 保障範囲 【入院給付金】 ・病気が原因で入院された場合、入 ・1日目より、日額5,000円をお支 【手術見舞金】 ・病気が原因で入院し、かつ手術を ・1入院につき1回20,000円をお (※3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」 ※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」 ※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」は、							74歳	75歳	※1 遺族年金特約制度、三大疾病特約オプションの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。 ※2 三大疾病特約75歳コース、三大疾病特約70歳コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
三大疾病特約制度【オプション】 継続最高年齢 70歳 (70歳まで更新可能)※1 保障範囲 特定疾病・死亡・高度障害 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。		三大疾病特約制度オプション 保障範囲 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がん)が発病して所定の状態になったとき、きのほか、死亡・所定の高度障害時に ※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約制度75歳コースへの加入が必要となります。最高継続年齢は70歳後に新規での加入はできません。							70歳	71歳	70歳・75歳コースとともに、現職中にご加入されている方は、ご退職後も両方加入することができます。 70歳までは支払事由に該当した場合三大疾病特約制度、退職後継続病気入院制度とも両コースからお支払いします。 「三大疾病特約制度」と「退職後継続病気入院制度」ではお支払の対象となる支払事由が異なります。
三大疾病特約制度【70歳コース】 継続最高年齢 69歳 (70歳満了)※2 保障範囲 特定疾病・死亡・高度障害 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。		三大疾病特約制度【70歳コース】 保障範囲 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がん)を発病して所定の状態になったとき、きのほか、死亡・所定の高度 退職後継続病気入院制度【70歳 保障範囲 【入院給付金】 ・病気が原因で入院された場合、入 ・1日目より、日額5,000円をお支 【手術見舞金】 ・病気が原因で入院し、かつ手術を ・1入院につき1回20,000円をお コース】 保障範囲 本人 配偶者							69歳	70歳	
就業不能サポート制度 保障範囲 就業不能											
		退職後のお取扱いは	ありません。								

2025年1月中旬…………… グループ保険加入者に対して案内送付。
(パンフレット等)

2月上旬～末日……… 希望者に対して、制度の説明を実施予定。

- ①退職者制度に加入するためには、今回、更新手続き(または新規加入手続き)が必要となります。
- ②『退職後継続病気入院制度』に加入するためには、『三大疾病特約制度』の加入が必要となります。
- ③『就業不能サポート制度』は退職年度末をもって保障終了となります。(中途脱退のため、配当金はありません)
- ➡ 3月末でご退職予定の方は、この機会に「遺族年金特約制度」「三大疾病特約制度」にご加入を検討ください。(本制度の加入は、グループ保険の加入が必要です)

※ 詳細は退職時に配布される「退職者制度」専用のパンフレットをご参照ください。

【お問合せ先】 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第一部
〒460-0003 名古屋市中区錦3-15-28 明治安田生命名古屋錦ビル3F
(TEL) 052-951-9100・9115 平日9:00～17:00 (土・日・祝および年末年始を除きます)